

寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月21日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第16号

寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年寒川町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。